

## 建設勤労者の雇用改善等に関する法律

[施行 2016. 7. 28]

[法律第 13895 号、2016. 1. 27、一部改正]

雇用労働部（人材需給政策課）044-202-7414

HP－法令 07

### 第 1 章 総則（改正 2007. 12. 27）

（目的）

第 1 条 この法律は、建設勤労者の雇用安定及び職業能力の開発・向上を支援・促進し、建設勤労者に退職共済金を支給する等の福祉事業を実施することにより、建設勤労者の雇用改善及び福祉の増進を図り、建設産業の発展に資することを目的とする。 [条文改正 2007. 12. 27]

（定義）

第 2 条 この法律で使用する用語の意義は、次のとおりとする。

1. 「事業主」とは、勤労者を雇用して大統領令で定める建設業（以下「建設業」という。）を行う者であって、関係法令により免許・許可・登録等を受けた者をいう。
2. 「建設勤労者」とは、「勤労基準法」第 2 条による勤労者であって、建設業に従事する者をいう。
3. 「元請受注者」とは、発注者から建設業の工事の請負を受けた事業主をいう。
4. 「下請受注者」とは、元請受注者から建設業の工事の請負を受けた事業主及びそれから建設業の工事の請負を受けた事業主をいう。
5. 「退職共済」とは、事業主が建設勤労者を被共済者〔共済受益者〕として建設勤労者共済会に共済賦金〔掛け金〕を拠出し、その被共済者が建設業で退職する等の場合に建設勤労者共済会が退職共済金を支給することをいう。

[条文改正 2007. 12. 27]

（建設勤労者雇用改善基本計画の樹立・施行）

### 第 3 条

- （1）雇用労働部長官は、建設勤労者の雇用の安定を図り、職業能力の開発・向上を促進して建設勤労者の福祉の増進を支援するために、建設勤労者雇用改善基本計画（以下「基本計画」という。）を 5 年ごとに樹立・施行しなければならない。 (改正 2010. 6. 4, 2016. 1. 27)
- （2）基本計画には、次の各号の事項が含まなければならない。 (改正 2016. 1. 27)
  1. 直前の基本計画に関する評価に関する事項
  2. 建設勤労者の雇用動向に関する事項

3. 建設勤労者の雇用構造の改善に関する事項
  4. 建設技能労働力養成等建設勤労者の職業能力開発・向上に関する事項
  5. 建設勤労者の福祉の増進に関する事項
  6. 賃金・休日・休暇及び勤務時間など建設業の「勤労基準法」遵守に関する事項
  7. 冬期建設勤労者の雇用の安定に関する事項
- (3) 雇用労働部長官は、基本計画を樹立しようとする場合は、関係中央行政機関の長と協議をした後、「雇用政策基本法」による雇用政策審議会の審議を経なければならない。基本計画の中の大統領令で定める重要な事項を変更しようとする場合も、また同じ。
- (改正 2010. 6. 4)
- (4) 雇用労働部長官が第 1 項により基本計画を樹立したときは、直ちに国会の所管常任委員会に報告しなければならない。
- (新設 2016. 1. 27)
- (5) 雇用労働部長官は、必要であると認めるときは、関係中央行政機関の長に対して基本計画の樹立及び変更に必要な資料の提出を要請することができる。
- (改正 2010. 6. 4, 2016. 1. 27)
- [条文改正 2007. 12. 27]

(勧告)

第 4 条 雇用労働部長官は、基本計画を円滑に施行するために必要であると認めるときは、事業主及び事業主団体等に対して、建設勤労者に関する次の各号に関して必要な事項を勧告することができる。

(改正 2010. 6. 4)

1. 雇用管理の改善
2. 雇用の安定
3. 職業能力の開発・向上
4. 福祉の増進

[条文改正 2007. 12. 27]

## 第 2 章 建設勤労者の雇用改善 (改正 2007. 12. 27)

(雇用管理責任者)

### 第 5 条

- (1) 事業主は、次の各号〔の事項〕に関する当該事業場の業務処理のために、事業場別に雇用管理責任者を指定し、これを雇用労働部長官に申告しなければならない。ただし、大統領令で定める一定規模以下の事業場の場合は、この限りでない。
- (改正 2010. 6. 4, 2011. 7. 25)
1. 建設勤労者の募集・雇用及び配置に関する事項
  2. 建設勤労者の技能向上のために実施する教育訓練に関する事項
  3. 建設勤労者の福利厚生施設の設置及び利用に関する事項

4. 雇用保険被保険者資格の取得・喪失の申告等雇用保険事務処理に関する事項
  5. 退職共済の加入、共済掛け金の納付等退職共済に関する事項
  6. その他の建設勤労者の雇用管理に関する事項であって、雇用労働部令で定める事項
- (2) 事業主は、雇用管理責任者を指定したときは、雇用管理責任者の姓名及びその他の雇用労働部令で定める事項を当該事業場に掲示する等の方法により、建設勤労者にその指定の事実を知らせなければならない。 (改正 2010. 6. 4)
- (3) 雇用管理責任者の指定・申告に関する具体的な事項及びその他の必要な事項は、大統領令で定める。 (改正 2011. 7. 25)
- (4) 事業主は、雇用管理責任者に教育・研修を受けさせる等その業務遂行能力を向上させるために努力しなければならない。
- (5) 元請受注者が指定する雇用管理責任者は、同じ事業場の下請受注者が指定する雇用管理責任者の行う第 1 項第 3 号から第 5 号までの事項に関する業務処理を指導及び支援しなければならない。 (改正 2011. 7. 25)
- [条文改正 2007. 12. 27]

(雇用に関する書類の発行)

- 第 6 条 事業主は、建設勤労者を雇用したときは、雇用労働部令で定めるところにより、次の各号の事項を示す書類を当該建設勤労者に交付しなければならない。 (改正 2010. 6. 4)
1. 事業主（法人である場合は、代表者をいう。）の姓名
  2. 事業場の名称及び所在地（事業主が法人である場合は、法人の名称及び所在地を含む。）
  3. 勤労時間、賃金及び雇用期間
  4. 業務の内容
  5. その他の雇用労働部令で定める事項
- [条文改正 2007. 12. 27]

(建設勤労者の雇用改善等)

第 7 条

- (1) 雇用労働部長官は、建設勤労者の雇用管理の改善、雇用の安定、職業能力の開発・向上等のために、次の各号の事業を実施することができる。 (改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25)
1. 建設技能人材の養成及び技能向上等のために実施する職業訓練及び教育訓練
  2. 建設勤労者のための就職支援施設の設置・運営
  3. 建設勤労者の雇用改善プログラムの施行
  4. 雇用管理責任者の教育及び研修
  5. その他の建設勤労者の雇用安定、就職促進及び福祉増進のために必要な事業
- (2) 雇用労働部長官は、前項各号の事業を遂行する人材・施設を備えているものと認められる者

であって大統領令で定める法人又は団体に、事業の一部を委託することができ、委託された法人又は団体は、雇用労働部長官の承認を受けて再委託することができる。

(新設 2011. 7. 25)

(3) 前項により委託又は再委託を受ける法人又は団体が第 1 項各号のいずれか一つに該当する事業を実施するに当たっては、「勤労者職業能力開発法」、「職業安定法」等その事業の実施と関連した法令で定められた要件を満たさなければならない。

(新設 2011. 7. 25)

(4) 雇用労働部長官は、第 2 項により事業を委託された者に対し、その必要となる経費の全部又は一部を支援することができる。

(新設 2011. 7. 25)

(5) 雇用労働部長官は、退職共済に加入した事業主に対し、「雇用保険法」で定めるところにより事業主が拠出しなければならない共済掛け金の一部を支援することができる。

(改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25)

(6) 雇用労働部長官は、第 1 項各号の事業を実施するに当たっては、建設日用勤労者〔建設日雇労働者〕を優先的に配慮しなければならない。

(新設 2011. 7. 25)

[条文改正 2007. 12. 27]

[題名改正 2011. 7. 25]

(雇用関連福利厚生施設の設置等)

第 7 条の 2 事業主は、大統領令で定める規模以上の建設工事が施行される現場において、便所・食堂・更衣室等の施設を設置し、又は利用することができるように措置しなければならない。この場合において、設置又は利用措置に関する基準及びその他の必要な事項は、雇用労働部令で定める。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2007. 12. 27]

### 第 3 章 共済事業 (改正 2007. 12. 27)

(共済事業の実施)

第 8 条 大統領令で定める建設業関連共済組合及び事業主団体のうち大統領令で定める基準に該当する者は、建設勤労者の雇用安定及び福祉増進のために、退職共済に関する事業等建設勤労者のための共済事業を共同で実施しなければならない。

[条文改正 2007. 12. 27]

(建設勤労者共済会の設立等)

#### 第 9 条

(1) 前条により共済事業を実施する者は、雇用労働部長官の認可を受けて建設勤労者共済会（以下「共済会」という。）を設立しなければならない。

(改正 2010. 6. 4)

(2) 共済会は、法人とする。

- (3) 共済会の設立・運営及び監督等に関しては、「民法」中財団法人に関する規定を準用する。
  - (4) 共済会の定款記載事項は大統領令で定め、定款を変更するには理事会議決を経て雇用労働部長官の許可を受けなければならない。 (新設 2011. 7. 25)
  - (5) 共済会の理事長は、理事会で選出する。 (新設 2011. 7. 25)
- [条文改正 2007. 12. 27]

(共済会の事業)

第9条の2

- (1) 共済会は、次の各号の事業を遂行する。 (改正 2011. 7. 25)
    - 1. 退職共済に加入した事業主及び被共済者に関する記録の管理・維持
    - 2. 共済掛け金の収納及び退職共済金の支給
    - 3. 第16条の2による申告報奨金の支給
    - 4. 被共済者に対する資金の貸付
    - 5. 積み立てられた共済掛け金の増殖のための事業
    - 6. 建設勤労者に関する福祉施設の設置・運営等福祉増進事業
    - 6の2. 建設勤労者の雇用安定、職業能力の開発・向上、就職支援のための事業
    - 7. 前7号の事業のほかに政府から委託された事業
    - 8. 前8号の事業に付帯する事業
  - (2) 共済会は、前項の事業を遂行するために必要な範囲で収益事業ができる。 (新設 2011. 7. 25)
  - (3) 共済会は、第1項第6号の2の事業を直接遂行し、又は必要な場合には関連機関に依頼して遂行できる。この場合において、共済会又は頼を受けた機関が当該事業を実施するに当たっては、「勤労者職業能力開発法」、「職業安定法」等その事業の実施と関連した法令で定めた要件を満たさなければならない。 (新設 2011. 7. 25)
- [条文改正 2007. 12. 27]

(経歴証明書の発行)

第9条の3

- (1) 共済会は、建設勤労者が経歴証明書の発行を申請した場合は、勤労者の勤労履歴を確認して経歴証明書を発行することができる。
  - (2) 共済会は、前項による経歴証明書の発行のために、大統領令で定める関連機関に対して、関連資料の照会を求めることができる。
  - (3) 第1項による経歴証明書の発行手続き等必要な事項は、雇用労働部令で定める。
- [本条新設 2011. 7. 25]

(理事会)

第9条の4

- (1) 共済会は、次の各号の事項を審議・議決するために理事会を置く。
  1. 事業計画、予算、決算に関する事項
  2. 定款の変更に関する事項
  3. 役員を選任及び解任に関する事項
  4. 役員及び職員の報酬に関する事項
  5. 職制、会計、報酬等重要な規程の制定又は改正に関する事項
  6. 理事長の経営目標及び成果給等に関する事項
  7. 共済会の経営公示に関する事項
  8. その他の理事会が必要であると認めた事項
- (2) 理事長は、次の各号の事項を理事会に報告しなければならない。
  1. 共済掛け金の具体的な運営実績
  2. 自主監査及び外部監査結果
  3. その他の理事会が理事長に報告するように求める事項
- (3) 理事会は、次の各号に該当する理事により 20 人以内で構成する。 (改正 2013. 3. 23)
  1. 共済会理事長
  2. 雇用労働部及び国土交通部の高位公務員団に属する関連公務員
  3. 建設業関連共済組合及び事業主団体の長及びこれらが推薦する専門家
  4. 雇用労働部長官及び国土交通部長官が推薦する専門家
  5. 全国的規模の労働団体が推薦する専門家
  6. その他の大統領令で定める専門家
- (4) 理事会の議長は、理事のうちで互選する。
- (5) 理事会の構成、理事の資格、その他の理事会の運営に関する細部的な事項は、大統領令で定める。

[本条新設 2011. 7. 25]

(事業計画と予算・決算)

第9条の5

- (1) 共済会は、毎事業年度の開始日前までに、事業計画書及び予算書を作成し、理事会の議決を経て、雇用労働部長官に提出して承認を受けなければならない。
- (2) 共済会は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に、公認会計士の監査を受けた決算報告書を作成し、理事会の議決を経て雇用労働部長官に提出し、その承認を受けて決算を確定する。
- (3) 共済会のすべての会計は、経営成果と収支状態を把握できるように、発生の事実によって企業会計の原則により処理する。

[本条新設 2011. 7. 25]

(退職共済への加入)

## 第 10 条

- (1) 「建設産業基本法」第 87 条第 1 項による建設工事及び大統領令で定める建設工事をする事業主（事業が何回の請負によって実行される場合には元請受注者をいう。）は、その建設工事の事業開始日から当然に退職共済の加入者となる。この場合において、元請受注者が書面契約により下請受注者に共済掛け金の納付を引き受させた場合であって、元請受注者の申請により共済会の承認を受けた場合は、その下請受注者を事業主とみなす。（改正 2007. 12. 27）
- (2) 前項により退職共済の加入者となった事業主以外の事業主であって、大統領令で定める要件を備えた事業主は、共済会の承認を受けて退職共済に加入することができる。この場合において、共済会が加入を承認した日から加入の効力が発生する。（改正 2007. 12. 27）
- (3) 削除（2007. 7. 27）
- (4) 第 1 項及び第 2 項による退職共済の加入方法及び加入手続き等に関して必要な事項は、雇用労働部令で定める。（改正 2007. 12. 27、2010. 6. 4）
- (5) 退職共済は、事業主が建設業を廃止した日の次の日又はその事業主が行う建設工事の完工日の次の日に、関係が消滅する。（改正 2007. 12. 27）

[条文改正 2002. 12. 30]

## 第 10 条の 2 削除（2007. 7. 27）

(所要費用の原価計算)

## 第 10 条の 3

- (1) 第 10 条第 1 項により退職共済に加入しなければならない建設工事の請負契約当事者は、その建設工事の譲渡明細書及び請負金額算出明細書において退職共済に加入するために要する金額を明示しなければならない。ただし、発注者が直接施工する建設工事の場合は、工事原価計算書に退職共済に加入するために要する金額を明示しなければならない。
- (2) 第 10 条第 1 項後段により下請受注者が退職共済に加入した場合において、元請受注者は、その下請けに係る部分に該当する建設工事の下請金額算出明細書に退職共済に加入するための要する金額を明示しなければならない。

[条文改正 2007. 12. 27]

(退職共済関係の申告)

## 第 10 条の 4

- (1) 第 10 条第 1 項により当然に退職共済の加入者となった事業主は、その建設工事の事業開始日

から 14 日以内に共済会に退職共済関係の成立を申告しなければならない。

- (2) 前項の事業主は、彼が運営する事業の全部を対象にし、又は事業場別に区分して申告することができる。

[条文改正 2007. 12. 27]

(被共済者の範囲)

第 11 条 退職共済に加入した事業又は事業場に勤務する建設勤労者は、次の各号のいずれか一つに該当する者を除き、その退職共済の被共済者となる。 (改正 2010. 6. 4)

1. 勤務時間が雇用労働部令で定める基準未満の者
2. 雇用形態、雇用期間及び職種等を考慮して大統領令で定める者

[条文改正 2007. 12. 27]

第 12 条 削除 (2011. 7. 25)

(共済掛け金の納付)

第 13 条

- (1) 退職共済に加入した事業主は、被共済者の賃金を支給するごとに、当該被共済者の勤務日数に応じた共済掛け金を共済会に納付しなければならない。
- (2) 共済掛け金は、被共済者に支給する退職共済金並びに共済会の事業及び運営等に必要な費用である付加金とする〔に充てる?〕。 (新設 2011. 7. 25)
- (3) 共済掛け金の金額及び納付等に必要な事項は、大統領令で定める。 (改正 2011. 7. 25)

[条文改正 2007. 12. 27]

[題名改正 2011. 7. 25]

(退職共済金の支給)

第 14 条

- (1) 共済会は、共済掛け金の納付月数が 12 カ月以上である被共済者が建設業で退職・死亡した場合又は 60 歳に達した場合は、共済掛け金の納付月数を考慮して大統領令で定める基準により、被共済者又はその遺族に対して、退職共済金を支給しなければならない。
- (2) 前項により退職共済金を支給される遺族の範囲及びその順位に関しては、「産業災害補償保険法」第 63 条及び第 65 条を準用する。 (改正 2011. 7. 25)
- (3) 第 1 項による共済掛け金の納付月数は、退職共済に加入した事業主に雇用されて勤務した日数を基準として計算する。ただし、被共済者が二以上の退職共済に加入した事業主に雇用されて勤務した場合は、それぞれの勤務日数を合算した日数を基準として納付月数を計算する。
- (4) 前 3 項の規定による納付月数の計算方法及び退職共済金の支給方法・手続き等に関して必要

な事項は、雇用労働部令で定める。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2007. 12. 27]

(退職の証明等)

第 15 条

(1) 退職共済金の支給を受けようとする者は、退職の事実を証明する書類及びその他の雇用労働部令で定める書類を共済会に提出しなければならない。(改正 2010. 6. 4)

(2) 事業主は、被共済者が退職共済金の支給を受けるために必要な証明を請求したときは、その要求に応じなければならない。

[条文改正 2007. 12. 27]

(返還請求等)

第 16 条

(1) 共済会は、偽り又はその他の不正な方法により退職共済金を支給された者に対して、その支給された退職共済金の2倍に相当する金額を返還するように請求することができる。ただし、すすんで〔自ら〕偽り又はその他の不正な方法により退職共済金を支給された事実を申告した場合は、その支給された退職共済金のみを返還させる。

(2) 事業主の偽りによる虚偽の証明により前項による退職共済金が支給された場合は、その事業主もその退職共済金の支給を受けた者と連帯して責任を負う。

(3) 共済会は、第 1 項による返還請求にもかかわらず、退職共済の変換がされないときは、期限を定めてその納付義務者に対して納付を督促しなければならず、納付の督促を受けた者がその期限内に納付しないときは、雇用労働部長官の承認を受けて、国税滞納処分の例により徴収することができる。(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2007. 12. 27]

(申告報奨金の支給)

第 16 条の 2 共済会は、次の各号のいずれか一つに該当する者を申告した者には、雇用労働部令で定めるところにより、報奨金を支給できる。(改正 2010. 6. 4)

1. 偽り又はその他の不正な方法により退職共済金を支給された者
2. 偽りによる虚偽の証明により退職共済金を支給させた者

[条文改正 2007. 12. 27]

第 17 条 削除 (2002. 12. 30)

(退職共済の脱退)

第 18 条 第 10 条第 2 項により退職共済に加入した事業主は、次の各号のいずれか一つに該当する場合は、退職共済から脱退することができる。 (改正 2010. 6. 4)

1. 被共済者の 4 分の 3 以上の同意を受けた場合
2. 共済掛け金を引き続き出すことが困難な場合として雇用労働部令で定める理由に該当する場合

[条文改正 2007. 12. 27]

(勤労者に対する告知)

#### 第 19 条

- (1) 退職共済に加入した事業主は、雇用労働部令で定めるところにより、建設勤労者が見やすい場所に退職共済の内容を掲示しなければならない。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 前条により退職共済から脱退した事業主は、直ちにその脱退の事実を建設勤労者が見やすい場所に掲示する等の方法により被共済者の資格が喪失した事実を知らせなければならない。
- (3) 共済会は、建設勤労者の退職共済加入の事実及び個人別積立金額等を、雇用労働部令で定めるところにより、被共済者に知らせなければならない。 (新設 2011. 7. 25)

[条文改正 2007. 12. 27]

[題名改正 2011. 7. 25]

(受給権の保護)

#### 第 20 条

- (1) 退職共済金を支給される権利は、譲渡し、又は差し押さえ、若しくは担保として提供することができない。ただし、共済会から資金の貸付を受ける場合は、これを担保として提供することができる。 (改正 2011. 7. 25)
- (2) 退職共済金の受領は、大統領令で定めるところにより、委任することができる。
- (3) 未成年者である被共済者は、独自に退職共済金を請求することができる。

[条文改正 2007. 12. 27]

(時効)

#### 第 21 条

- (1) 退職共済金を支給される権利及び返還金を徴収する権利は、3 年間行使しなければ時効により消滅する。
- (2) 前項の消滅時効に関しては、この法律に規定されたもののほか、「民法」による。

[条文改正 2007. 12. 27]

#### 第4章 補則（改正 2007. 12. 27）

（優待）

第22条 政府は、退職共済に加入した事業主について、建設関係法令で定めるところにより、施工能力の評価又はその他の建設施策の施行において優待することができる。

[条文改正 2007. 12. 27]

（準備金の積み立て）

第22条の2 共済会は、決算期ごとに、将来に支給する退職共済金に充当するための準備金を計上し、別に会計処理しなければならない。

[条文改正 2007. 12. 27]

（指導監督等）

#### 第23条

（1）雇用労働部長官は、必要であると認めるときは、事業主及び共済会に対し、大統領令で定めるところにより、この法律の施行に必要な報告、資料の提出、その他の必要な指示ができる。

（改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25）

（2）共済会は、被共済者を雇用し、又は雇用していた事業主及び被共済者に対して、共済事業に関して必要な関係書類の提出を要求することができる。

（3）雇用労働部長官は、共済会の運営が次の各号のいずれか一つに該当するときは、期間を定めて、運営及び業務の是正命令その他の必要な措置を命じることができる。

（新設 2011. 7. 25）

1. 会計又は業務執行がこの法律、定款、その他の共済会規程に違反したとき
2. 共済会の運営が顕著に不当であるとき
3. 正当な理由なく共済事業の全部又は一部を中断したとき

[条文改正 2007. 12. 27]

#### 第5章 罰則（改正 2007. 12. 27）

（罰則）

第24条 偽り又はその他の不正な方法により退職共済金の支給を受けた者及び偽りにより虚偽の証明により退職共済金を支給させた者は、1年以下の懲役又は300万ウォン以下の罰金に処する。

[条文改正 2007. 12. 27]

（両罰規定）

第25条 法人・団体の代表者又は法人・団体若しくは個人の代理人、使用人、その他の従業員がそ

の法人・団体又は個人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人・団体又は個人にも当該条文の罰金刑を科す。ただし、法人・団体又は個人が、その違反行為を防止するために当該業務に関して相当な注意及び監督を怠らなかった場合は、この限りでない。

[条文改正 2008. 12. 26]

(過怠金)

第 26 条

(1) 第 7 条の 2 により便所・食堂・更衣室等の施設を設置し、又は利用することができるように措置しなければならない事業主であつて、その設置又は利用措置を行わなかつた者は、500 万ウォン以下の過怠金を賦課する。

(2) 第 10 条の 4 第 1 項による申告をしなかつた者は、300 万ウォン以下の過怠金を賦課する。

(改正 2011. 7. 25)

(3) 次の各号のいずれか一つに該当する者は、100 万ウォン以下の過怠金を賦課する。

(改正 2011. 7. 25)

1. 第 5 条第 1 項による雇用管理責任者に関する申告をしなかつた者

2. 削除 (2011. 7. 25)

3. 削除 (2011. 7. 25)

4. 第 13 条第 1 項による共済掛け金を納付しなかつた者

5. 第 15 条第 2 項による証明請求に応じなかつた者

6. 第 23 条第 1 項による報告をせず、又は虚偽の報告をした者、資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出した者及び同条第 3 項による是正命令その他の必要な措置に従わなかつた者

(4) 前 3 項の規定による過怠金は、大統領令で定めるところにより、雇用労働部長官が賦課・徴収する。

(改正 2010. 6. 4)

(5) 削除 (2011. 7. 25)

(6) 削除 (2011. 7. 25)

(7) 削除 (2011. 7. 25)

[条文改正 2007. 12. 27]

付則 (法律第 5249 号、1996. 12. 31)

(1) (施行日) この法律は、1998 年 1 月 1 日から施行する。

(2) (共済会の設立準備) 労働部長官及び建設交通部長官は、この法律の施行前に第 9 条の規定

による共済会の設立認可、共済会の設立業務に対する支援等共済会設立に必要な事務処理を行うことができる。

**付則（法律第 10965 号、2011. 7. 25）**

（施行日）

第 1 条 この法律は、公布後 3 カ月が経過した日から施行する。

（雇用管理責任者指定申告に関する適用例）

第 2 条 第 5 条第 1 項の改正規定は、この法律の施行後最初に雇用管理責任者を指定する事業者から適用する。

（過怠金に関する経過措置）

第 3 条 この法律の施行前の行為に対して過怠金を適用するときは、従前の例による。

**付則（法律第 13895 号、2016. 1. 26）**

この法律は、公布後 6 カ月が経過した日から施行する。